

第99回 宇部市都市計画審議会議案

日時 令和5年7月6日（木）午後2時
場所 宇部市役所 3階 会議室（防災情報センター）

第 9 9 回 宇部市都市計画審議会審議事項

議案 番号	頁	地域地区、都市 施設等の種類	決定 権者	審 議 事 項	内 容
1	1	墓園	市	宇部都市計画墓園の変更について	4号 白石墓園
2	4	火葬場	市	宇部都市計画火葬場の変更について	2号 宇部市新火葬場
3	7	一般廃棄物処理施設	—	宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (建築基準法第51条ただし書き)	

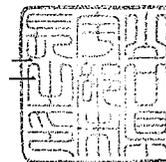
議案第1号



宇 都 第 3 8 号
令和5年(2023年)6月9日

宇部市都市計画審議会
会 長 榊 原 弘 之 様

宇部市長 篠 崎 圭



宇部都市計画墓園の変更について（付議）

下記のとおり都市計画墓園を変更することについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画墓園の変更（宇部市決定）

理 由

白石墓園は、昭和 47 年（1972 年）に市民いこいの場にも供用することの出来る近代的な墓地公園として都市計画決定されました。その後、昭和 55 年（1980 年）に取付道を変更追加し、約 44 h a が計画決定され、このうち約 9 h a が供用開始されています。

当墓園に隣接する宇部市火葬場では、老朽化のため施設の更新が必要となっていますが、施設を稼働しながらの更新となることから、当墓園の区域内に新火葬場の敷地を確保することが求められています。

近年、当墓園では、非婚化などの社会情勢の変化に伴い、墓地区画の返還数が新規申し込み数を上回っており、新たな整備は求められていない状況です。

また、新火葬場の移転候補地選定にあたり、当墓園の整備計画の見直しを行ったところ、当初決定で必要となる施設や機能については、当墓園の区域を縮小しても収まる見通しとなりました。

以上のことから、新火葬場の敷地を確保するため、白石墓園の区域を縮小するものです。

新旧対照表

旧新	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	墓園名			
旧	4	白石墓園	宇部市大字川上及び大字善和	約 44.0 h a	管理、便益、休養、 修景施設その他
新	4	白石墓園	宇部市大字川上字上白石、大字善和 字大日、字上石ヶ谷、及び字牛明	約 43.2 h a	管理、便益、休養、 修景施設その他

宇部都市計画墓園の変更

第4号 白石墓園
面積 44.0ha(変更前)
43.2ha(変更後)

国道 490 号

宇部市火葬場

山陽自動車道 宇部下関線

宇部 IC 出入口

宇部新都市地区地区計画

議案第2号



宇 都 第 3 8 号
令和5年(2023年)6月9日

宇部市都市計画審議会
会 長 榊 原 弘 之 様

宇部市長 篠 崎 圭 二



宇部都市計画火葬場の変更について (付議)

下記のとおり都市計画火葬場を変更することについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会に付議します。

記

宇部都市計画火葬場の変更 (宇部市決定)

理 由

宇部市火葬場は、昭和 39 年（1964 年）に都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められ、昭和 40 年（1965 年）から供用開始されています。その後、昭和 61 年（1986 年）に、広域的な都市施設として都市計画決定されました。

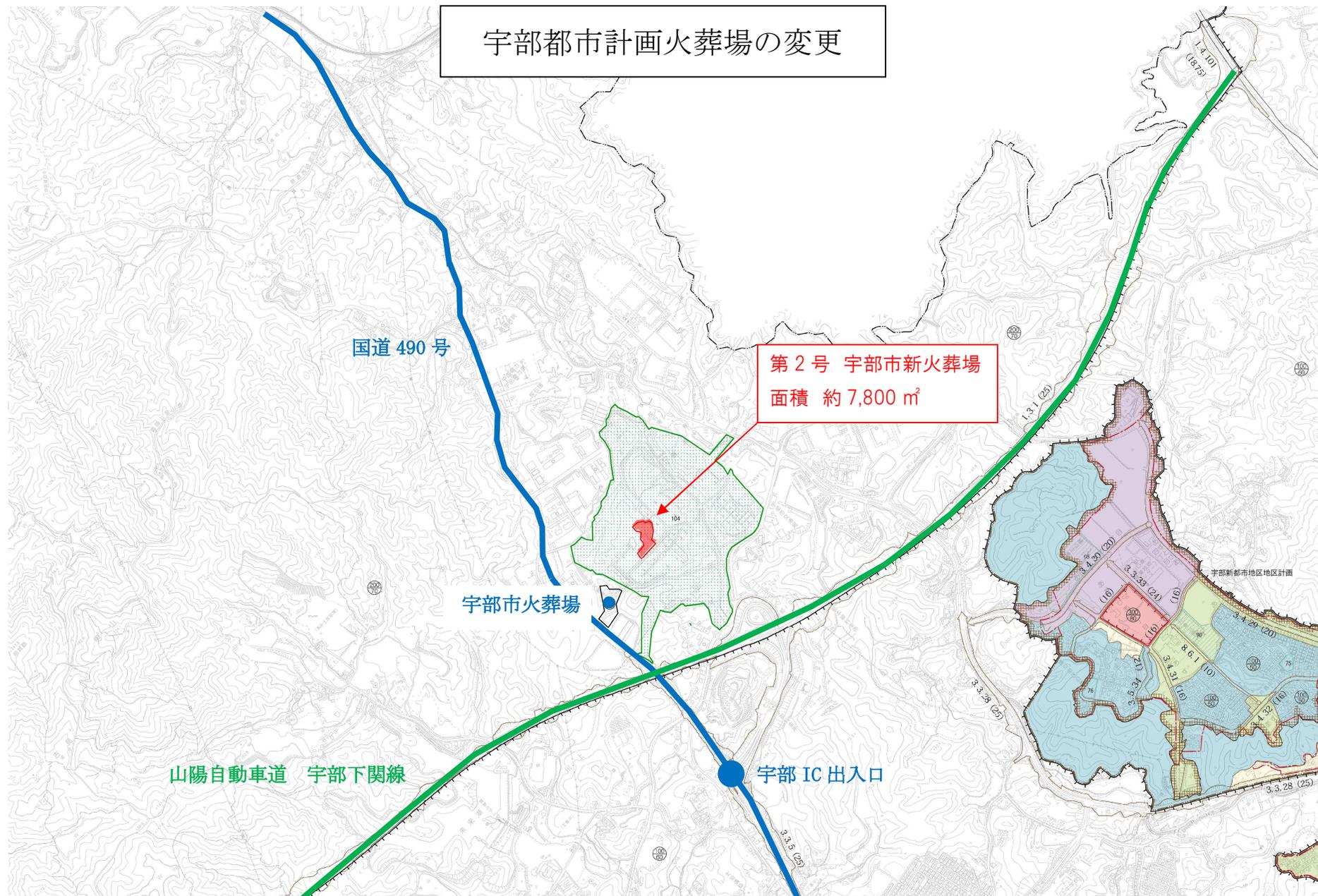
供用開始後、施設の改修等を行っていますが、設置から 57 年が経過し、老朽化が進んでいることや、建物の耐震化がなされていないことから、平成 28 年（2016 年）に策定された「宇部市公共施設等総合管理計画」において、更新による機能の維持を図ることとしています。

以上のことから、施設の更新を行うものですが、現施設を稼働しながらの更新となり、現在の火葬場区域では対応が困難なため、専門家や市民等による検討委員会にて審議された「宇部市新火葬場建設基本計画」（令和 5 年（2023 年）3 月策定）において、新火葬場の建設予定地として選定された白石墓園の区域内に敷地を確保し、新火葬場の都市計画を定めようとするものです。

新旧対照表

旧新	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	火葬場名			
旧	—	—	—	—	—
新	2	宇部市新火葬場	宇部市大字善和字大日	約 7,800 m ²	

宇部都市計画火葬場の変更



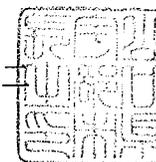
議案第3号



宇 都 第 3 8 号
令和5年(2023年)6月9日

宇部市都市計画審議会
会 長 榊 原 弘 之 様

宇部市長 篠 崎 圭 二



宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について (付議)

宇部都市計画区域内における特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の敷地の位置について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第51条ただし書の規定により、貴会に付議します。

記

特殊建築物(一般廃棄物処理施設)の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--|
| (1) 地 名 地 番 | 宇部市大字小野字道祖ヶ原 4437 番, 4439 番, 24440 番 1 , 24440 番 2 , 字下ノ原 4490 番 3 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域 |

- 2 設置者 宇部市大字小野 4437 番地 株式会社 山口エコファクトリー 代表取締役 藤本 弘
- 3 用途 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 16,036.16 m²
- 5 建築面積 1,717.90 m²
- 6 延べ面積 1,656.35 m²
- 7 建物概要 鉄骨造平屋建て 4 棟
- 8 処理能力 破砕処理施設：木くず及び刈草 1,040t/日
- 9 周囲の状況

当該敷地は、宇部市の市街地から北側にあり、宇部市立小野小学校から南南西側に約 2.0km、アクトビレッジおのから南東側に約 750m の距離に位置しています。

10 付議の理由

当該施設は、一般廃棄物である木くず及び刈草、産業廃棄物である木くずを破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、バイオマス発電の燃料として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

一般廃棄物及び産業廃棄物の木くずは既に建築基準法第 51 条ただし書き許可、廃棄物処理法第 15 条の 2 の 5 の特例許可を得て、現在事業を継続中であり、今回は一般廃棄物である刈草を追加するために、関係機関との協議により建築基準法第 51 条ただし書きの規定を適用しようとするものです。

宇部都市計画区域内における特殊建築物（一般廃棄物処理施設）の位置について

